



長野県報

4月26日(木)
平成30年
(2018年)
第2969号

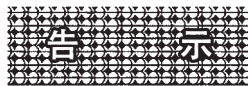
目次

告示

国土調査法に基づく平成30年度地籍調査事業計画(農地整備課)	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課)	2
自動車専用道路の指定及び関係図面の縦覧(道路管理課)	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	3
政治資金規正法に基づく政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体(選挙管理委員会)	4
計量法に基づく定期検査(ものづくり振興課)	4

公告

建設業の許可の取消し(建設政策課)	7
特定調達契約に係る落札者の決定(建設政策課技術管理室)	11
建築基準法に基づく公開による意見の聴取(2件)(建築住宅課)	11
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課)	12
土地改良区役員の就退任の届出(5件)(農地整備課)	13
特定調達契約に係る一般競争入札(教学指導課)	14
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課)	15



長野県告示第347号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり定めました。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部 守一

調査を行う者の名称

調査地域

調査期間

長野市

長野市戸隠豊岡、鬼無里、信州新町日原西、中条住良木、大岡乙の各一部

平成31年3月31日まで

松本市

松本市中川の一部

〃

上田市

上田市上室賀、長瀬、塩川の各一部

〃

飯田市

飯田市南信濃木沢の一部

〃

須坂市

須坂市大字日滝の一部

〃

小諸市

小諸市市町一丁目、市町二丁目、市町三丁目、古城一丁目、古城二丁目、古城三丁目、相生町一丁目、赤坂一丁目、赤坂二丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、与良町一丁目、与良町三丁目、与良町四丁目、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、加増一丁目、乙、丁の各一部

〃

伊那市

伊那市御園の一部

〃

駒ヶ根市

駒ヶ根市下平の一部

〃

中野市	中野市大字一本木、竹原、若宮、新井、吉田、中野、西一丁目、西二丁目、中央一丁目、中央三丁目、三好町一丁目、岩船、西条の各一部	〃
茅野市	茅野市玉川の一部	〃
佐久市	佐久市上小田切の一部	〃
千曲市	千曲市大字戸倉、大字磯部の各一部	〃
南佐久郡川上村	南佐久郡川上村大字川端下、大字秋山の各一部	〃
上伊那郡飯島町	上伊那郡飯島町飯島の一部	〃
上伊那郡中川村	上伊那郡中川村片桐、大草の各一部	〃
上伊那郡宮田村	上伊那郡宮田村南割区、町3区、大田切区の各一部	〃
下伊那郡阿南町	下伊那郡阿南町和合の一部	〃
下伊那郡天龍村	下伊那郡天龍村神原の一部	〃
下伊那郡大鹿村	下伊那郡大鹿村大字鹿塩の一部	〃
木曾郡上松町	木曾郡上松町大字上松、大字小川の各一部	〃
木曾郡南木曾町	木曾郡南木曾町田立の一部	〃
木曾郡木祖村	木曾郡木祖村大字藪原の一部	〃
東筑摩郡麻績村	東筑摩郡麻績村麻、日の各一部	〃
東筑摩郡筑北村	東筑摩郡筑北村坂北の一部	〃
北安曇郡白馬村	北安曇郡白馬村大字北城の一部	〃
埴科郡坂城町	埴科郡坂城町大字坂城の一部	〃
上高井郡高山村	上高井郡高山村大字中山、牧の各一部	〃
下高井郡山ノ内町	下高井郡山ノ内町大字寒沢の一部	〃
下高井郡木島平村	下高井郡木島平村大字穂高、往郷の各一部	〃
下高井郡野沢温泉村	下高井郡野沢温泉村大字前坂の一部	〃
上水内郡信濃町	上水内郡信濃町大字富濃、大字古海の各一部	〃
上水内郡飯綱町	上水内郡飯綱町大字赤塩の一部	〃
下水内郡栄村	下水内郡栄村大字堺の一部	〃

農地整備課

長野県告示第348号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村葛島523の4（次の図に示す部分に限る。）、515の1、515の2、516、527の7、528の8、1731の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係

書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のように指定します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 路線名 上小田切白田停車場線
- 2 指定する区間
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市湯原字和田871番の1地先まで
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市中小田切字下見次34番の1地先まで
佐久市湯原字和田858番の1地先から

佐久市北川字見次15番の1地先まで
 佐久市湯原字和田858番の1地先から
 佐久市湯原字和田939番の6地先まで
 3 指定する期日 平成30年4月27日

道路管理課

長野県告示第350号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
藤ノ木_ア
- 2 一部について指定を解除する区域
千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第351号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成30年4月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する区域の名称
今井町2号
- 2 指定を解除する区域
千曲市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県千曲建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県佐久建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年4月26日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
佐久市湯原字中島3番地先から 佐久市下小田切字見次294番の3地先まで	旧	9.8~22.1	0.3948
同 上		9.8~22.1	0.3948
佐久市湯原字和田858番の1地先から 佐久市湯原字和田871番の1地先まで	新	6.5~10.8	0.1903
佐久市湯原字和田858番の1地先から 佐久市中小田切字下見次34番の1地先まで		6.5~18.3	0.2787
佐久市湯原字和田858番の1地先から 佐久市北川字見次15番の1地先まで		9.6~28.6	0.2041
佐久市湯原字和田858番の1地先から 佐久市湯原字和田939番の6地先まで		9.6~31.3	0.2942

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年4月26日

長野県佐久建設事務所長 市岡進

- 1 路 線 名 上小田切白田停車場線
- 2 供用を開始する区間
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市湯原字和田871番の1地先まで
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市中小田切字下見次34番の1地先まで
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市北川字見次15番の1地先まで
佐久市湯原字和田858番の1地先から
佐久市湯原字和田939番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年4月28日（午後6時）

道路管理課

選告示第9号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成30年4月3日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定により、告示します。

平成30年4月26日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

名 称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
あべ孝二後援会	吉澤 定安	轟 馨	長野市稲里町1-25-6
かわいひろし [河合博]後援会	岡澤 由往	小沼 光生	長野市鶴賀田町2129
輝八会	林 喜八郎	伊藤 建造	諏訪郡下諏訪町星が丘6992-138
桜井明後援会	桜井 明	桜井 明	千曲市大字屋代2897-5
山椒歌詠会	上條 邦樹	上條 邦樹	松本市中央2-3-13
諏訪とともに歩もう会	河西 進	若御子 弘	諏訪市大手2-1-8
つちはし秀俊と明日の松本を拓く会	土橋 秀俊	土橋 悦子	松本市平田東1-16-14
土地家屋調査士筆界研究会による若林けんた後援会	上原 兼雄	松永 宏樹	長野市権堂町2311-1
永井四季後援会	久保田 耕司	上條 邦樹	松本市中央2-3-13
ふじい健後援会	藤井 健	藤井 祐一	松本市高宮南7-36
廻本多都子後援会	廻本 多都子	小泉 きよ子	諏訪市四賀赤沼1987-2
みずこし正和後援会	水越 正和	内山 清明	須坂市野辺町679-1
桃井すすむ後援会（キャッチボール会）	木樽 悦夫	中村 寅雄	佐久市新子田899-5
山田一治後援会	笠原 邦義	山下 二千年	諏訪市高島1-13-6

選挙管理委員会

長野県計量検定所告示第1号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

平成30年4月26日

長野県計量検定所長 矢澤 弥彦

区 域	期 日		場 所
	月 日	時 間	
東御市のうち北御牧地区	5月29日（火）	午前10時30分から正午まで	東御市大日向337番地 東御市北御牧庁舎
北佐久郡立科町		午後1時30分から午後3時30分まで	北佐久郡立科町大字芦田2532番地 立科町役場
北佐久郡御代田町	5月30日（水）	午前11時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	北佐久郡御代田町大字馬瀬口1794番地6 御代田町役場
北佐久郡軽井沢町	5月31日（木）	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	北佐久郡軽井沢町大字長倉2353番地1 軽井沢町中央公民館
下伊那郡阿智村のうち浪合地区	6月5日（火）	午前11時から正午まで	下伊那郡阿智村浪合1018番地 阿智村浪合振興室
下伊那郡阿智村（浪合地区を除く）		午後1時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿智村駒場468番地の1 阿智村中央公民館
下伊那郡根羽村	6月6日（水）	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡根羽村2131番地1 根羽村老人福祉センター「しゃくなげ」
下伊那郡平谷村		午後1時30分から午後2時30分まで	下伊那郡平谷村中平354番地 平谷村役場
下伊那郡売木村	6月7日（木）	午前11時から正午まで	下伊那郡売木村968番地1 売木村役場
下伊那郡天龍村		午後2時30分から午後4時まで	下伊那郡天龍村平岡876番地2 天龍村老人福祉センター
飯田市のうち南信濃地区	6月8日（金）	午前10時から午前11時まで	飯田市南信濃和田2596番地3 南信濃自治振興センター
飯田市のうち上村地区		午後1時から午後2時まで	飯田市上村754番地2 上村自治振興センター

下伊那郡阿南町のうち富草、 大下条及び和合地区	6月12日(火)	午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡阿南町東条58番地1 阿南町役場
下伊那郡阿南町のうち新野地区		午後3時30分から午後4時30分まで	下伊那郡阿南町新野1492番地 新野福祉センター
下伊那郡泰阜村	6月13日(水)	午前9時30分から午前11時まで	下伊那郡泰阜村3236番地1 泰阜村山村開発センター
下伊那郡下條村		午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡下條村睦沢8801番地の1 下條村村民センター
下伊那郡喬木村	6月14日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	下伊那郡喬木村6652番地 みなみ信州農業協同組合喬木支所喬木1号セン ター
下伊那郡松川町	6月15日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	下伊那郡松川町元大島3823番地 松川町役場
	6月18日(月)	午前10時から正午まで	
下伊那郡大鹿村	6月19日(火)	午後2時から午後3時まで	下伊那郡大鹿村大字大河原354番地 大鹿村役場
下伊那郡高森町		午前10時30分から正午まで	下伊那郡高森町下市田2180番地 高森町民体育館
下伊那郡豊丘村	6月20日(水)	午後1時30分から午後3時30分まで	下伊那郡豊丘村大字神稲3128番地1 豊丘村交流センター「だいち」
上水内郡飯綱町	6月21日(木)	午前10時45分から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで	上水内郡飯綱町大字牟礼2795番地5 飯綱福祉センター
上水内郡信濃町	6月22日(金)	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	上水内郡信濃町大字古間765番地 信濃町立総合体育館
上水内郡小川村	6月25日(月)	午後1時から午後3時まで	上水内郡小川村大字高府8800番地8 小川村役場
佐久市のうち中込、平賀及び 内山地区	6月26日(火)	午前10時30分から正午まで	佐久市平賀2954番地 佐久浅間農業協同組合平賀ライスセンター
佐久市のうち志賀、三井及び 平根地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市志賀6106番地 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所東店
佐久市のうち岸野及び桜井地 区	6月27日(水)	午前10時30分から正午まで	佐久市岸野1489番地 佐久浅間農業協同組合佐久野沢支所岸野店
佐久市のうち中佐都及び高瀬 地区		午後1時30分から午後3時まで	佐久市塚原801番地1 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所中佐都店
佐久市のうち浅科地区	6月28日(木)	午前10時30分から午前11時30分まで	佐久市甲1399番地 佐久市浅科支所
佐久市のうち望月地区		午後1時から午後3時30分まで	佐久市望月303番地 佐久市駒の里ふれあいセンター
佐久市のうち岩村田及び小田 井地区	6月29日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	佐久市岩村田564番地 佐久浅間農業協同組合佐久岩村田支所岩村田店
佐久市のうち野沢地区	7月3日(火)	午前10時30分から正午まで	佐久市跡部65番地1 長野県佐久合同庁舎内 佐久保健福祉事務所1階測定室
佐久市のうち大沢及び前山地 区		午後1時から午後3時まで	
北安曇郡池田町	7月5日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	北安曇郡池田町大字池田2005番地1 池田町総合福祉センター「やすらぎの郷」
北安曇郡小谷村		午前10時45分から正午まで	北安曇郡小谷村大字中小谷丙131番地 小谷村役場
北安曇郡白馬村	7月6日(金)	午後1時30分から午後3時まで	北安曇郡白馬村大字北城7025番地 白馬村役場
北安曇郡松川村	7月10日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	北安曇郡松川村76番地5 松川村役場
中野市のうち長丘、平岡、科 野及び倭地区	7月11日(水)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	中野市大字越1131番地 中野市農業協同組合科野事業所
中野市のうち平野及び高丘地 区	7月12日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	中野市三好町一丁目3番12号 中野市市民会館(ホワイエ)
中野市のうち中野、日野及び 延徳地区		午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	
中野市全域(豊田地区を除く)	7月13日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	
大町市のうち美麻地区	7月18日(水)	午前10時30分から午前11時30分まで	大町市美麻11810番地イ 大町市美麻支所
大町市のうち八坂地区		午後1時30分から午後3時まで	大町市八坂1133番地1 大町市情報コミュニティーセンターアキツ

大町市全域(美麻地区及び八坂地区を除く)	7月19日(木)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	大町市大町3887番地 大町市役所
大町市全域	7月20日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち上部、日滝及び 仁礼地区	7月24日(火)	午前10時30分から正午まで	須坂市大字須坂747番地イ 須坂市中央公民館
須坂市のうち日野、南部及び 旭ヶ丘地区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち西部地区	7月25日(水)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち西部及び豊洲地 区		午後1時から午後3時30分まで	
須坂市のうち東部及び高甫地 区	7月26日(木)	午前10時30分から正午まで	
須坂市のうち井上及び豊丘地 区		午後1時から午後3時30分まで	
諏訪郡原村	9月4日(火)	午前10時から午前11時まで	
諏訪郡富士見町		午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡富士見町落合10777番地 富士見町役場
諏訪郡下諏訪町	9月5日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪郡下諏訪町4611番地40 下諏訪総合文化センター西側入口
諏訪市のうち大字豊田及び大 字湖南(田辺、大熊地区を除 く)	9月11日(火)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後2時まで	諏訪市大字湖南北真志野3873番地 諏訪市公設地方卸売市場管理事務所
諏訪市のうち大字中洲、大字 湖南(田辺、大熊地区に限る) 及び南町	9月12日(水)	午前10時から正午まで	諏訪市大字中洲中金子2847番地1 諏訪市中洲公民館
諏訪市のうち大字四賀及び沖 田町1丁目から5丁目		午後1時から午後3時まで	
諏訪市全域	9月13日(木)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	諏訪市湖岸通り5丁目12番18号 諏訪市文化センター
	9月14日(金)		
伊那市のうち西箕輪及び西春 近地区	9月18日(火)	午前10時から正午まで	伊那市下新田2990番地 伊那浄水管理センター
伊那市のうち東春近及び富県 地区		午後1時から午後3時30分まで	
伊那市全域(高遠及び長谷地 区を除く)	9月19日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	
	9月20日(木)		
埴科郡坂城町	9月21日(金)	午前10時30分から正午まで及び 午後1時から午後2時30分まで	埴科郡坂城町坂城6362番地1 B. I プラザさかき
茅野市のうち豊平、玉川及び 泉野地区	9月25日(火)	午前10時から正午まで	茅野市玉川3666番地1 玉川地区コミュニティセンター
茅野市のうち北山、湖東、米 沢及び中大塩地区		午後1時30分から午後3時30分まで	茅野市北山4340番地1 北山地区コミュニティセンター
茅野市全域	9月26日(水)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	茅野市宮川4552番地2 茅野市中央公民館
	9月27日(木)		
千曲市のうち上山田、戸倉、 更級及び五加地区	9月28日(金)	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時30分まで	千曲市戸倉2305番地1 千曲市戸倉創造館